

東京都栄誉賞表彰規則

平成16年9月8日 規則第263号

(目的)

第1条 この規則は、特に顕著な業績により、広く都民に敬愛され、社会に明るい夢と希望と活力を与え、東京都の名を高めた者に対し、東京都栄誉賞（以下「栄誉賞」という。）を贈ってこれを表彰することにより、その栄誉をたたえることを目的とする。

(表彰者)

第2条 栄誉賞の表彰は、東京都知事（以下「知事」という。）が行う。

(表彰の対象者)

第3条 表彰は、業績が特に優れ、顕著であったと認められる都民に対して行う。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、都民以外の者に対し、表彰を行うことができる。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を受けることができない。

(1) この規則により、既に同一の事績で表彰を受けている者

(2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

(3) その他表彰することが適当でないと認められる者

(被表彰者の選定)

第5条 被表彰者の選定は、知事が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を贈呈して行い、副賞を添えるものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、随時行う。

(表彰の事務)

第8条 表彰に関する事務は、生活文化局において行う。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第151号）

この規則は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。